申　　立　　書

年　　月　　日

（宛先）北名古屋市長

所有者　住　所

氏　名

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態でありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

家屋	所在地	北名古屋市　　番地
	家屋番号	番
	住所	北名古屋市　　番地
	入居予定年月日	年　　月　　日
現在の家屋の処分方法等		
入居が登記の後になる理由		

記　載　要　領

1　現在の家屋の処分方法等は、具体的に記入し、次に該当する場合は、資料を提出すること。

⑴　現在の家屋を売却する場合

　現在の家屋の売買契約(予約）書、媒介契約書等売却することを証する書類及び申立者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

⑵　現在の家屋を賃貸する場合

　現在の家屋の賃貸借契約（予約）書、媒介契約書等賃貸することを証する書類及び申立者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

⑶　現在の家屋が借家、借間、社宅、寄宿舎、寮等の場合

　申立者と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等、現在の家屋が申立者の所有する家屋でないことを証する書類及び申立書がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

⑷　その他、現在の家屋に申立者の親族が住む場合等

　当該親族の申立書等、現在の家屋が今後、申立者の居住に供されるものでないことを証する書類及び申立書がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

2　入居が登記の後になる理由は、具体的に記入し、次に該当する場合は、資料を提出すること。

⑴　資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合等登記を入居の後に遅らせることのできない場合

　家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書又は家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し

⑵　前住人が未転出の場合

　前住人と申立者又は宅建業者との間の引渡し期日の記載のある売買契約書の写し

⑶　本人又は家族の病気等やむ終えない事情により登記までに入居できない場合

　治療期間が記載された医師の診断書の写し等やむ終えない事情を明らかにする書類